

第58号議案

平成25年度京都府母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度京都府母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,649千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ397,968千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（府債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる府債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表府債」による。

平成26年3月3日提出

京都府知事 山田 啓二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		34,050 ^{千円}	△1,489 ^{千円}	32,561 ^{千円}
	1 繰越金	34,050	△1,489	32,561
2 諸収入		349,269	△39,835	309,434
	2 貸付金元利収入	349,258	△39,835	309,423

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		0 ^{千円}	18,658 ^{千円}	18,658 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	0	18,658	18,658
4 府債		0	37,315	37,315
	1 府債	0	37,315	37,315
歳入	合計	383,319	14,649	397,968

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子及び寡婦福祉資金貸付事業費		383,319 ^{千円}	14,649 ^{千円}	397,968 ^{千円}
	1 母子及び寡婦福祉資金貸付事業費	383,319	14,649	397,968
歳出	合計	383,319	14,649	397,968

第2表 府債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子及び寡婦福祉資金貸付事業費	37,315 ^{千円}	証書借入又は証券発行	無利子 [%]	制度廃止の際償還する。必要に応じて繰上償還することができる。